

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の答申について

ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方について、平成 28 年 8 月 30 日に中野区ユニバーサルデザイン推進審議会に諮問し、計 6 回の審議を経て、平成 29 年 2 月 13 日に答申を受けたので報告する。

1. 答申の骨子

- (1) 背景
- (2) ユニバーサルデザイン推進の考え方
- (3) 実現すべき将来像
- (4) 基本方針
- (5) 各主体の役割
- (6) 将来像実現のための方策

2. 答申の主な内容

(1) 実現すべき将来像

- ① 誰もが、自らの意思により、自立し、それぞれの能力・意欲に応じ、社会参加が活発に行われている共生社会
- ② 中野区に住んでいる人、通学する人、通勤する人、訪れる人など、中野区に関わるすべての人にとって、安全・安心で快適に過ごせるまち
- ③ 様々な世代・立場・文化の人が相互の理解を深め、コミュニケーションが活発で、自発的な取組が進んでいるまち
- ④ 社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、柔軟な対応が進むまち
- ⑤ 一人一人の個性、違い、多様性が理解・尊重され、誰もが学びあい、支えあうまち
- ⑥ 子育て世代にやさしく、誰もが、住みたい、住み続けたいと思える魅力のあふれるまち

(2) 基本方針

- ① 誰もが円滑に移動・活動することができるインフラ整備の推進
- ② 「ユニバーサルデザイン」の考え方を理解・実践するための教育（学校教育、社会教育）の推進
- ③ 多様な人による相互コミュニケーションの促進

- ④ 多様な人が使いやすい工夫がされている商品・サービスづくりの推進
- ⑤ 多様な主体による協働体制の構築
- ⑥ ユニバーサルデザインの取組が段階的に進んでいくための仕組みの構築

(3) 各主体の役割

- ① 区（行政）の役割
- ② 区民の役割
- ③ 事業者の役割

(4) 将来像実現のための方策

- ① ハート（理解促進）に関する取組
- ② ハード（インフラ整備）に関する取組
- ③ ソフト（サービス提供）に関する取組
- ④ 取組の推進体制

3. 答申文

別紙のとおり

4. 今後の取組

答申の内容を踏まえ、平成29年度中に、推進条例の制定と推進計画の策定を行う。

ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方について（答申）

平成29年（2017年）2月

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会

はじめに

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会は、平成28年（2016年）8月30日に中野区長から、「ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方について」の諮問を受けました。

本審議会では、事務局から提供された区の現状を取りまとめた資料、とりわけ、区内の当事者団体等からのヒアリングにより作成された、移動・交通、施設利用、住まい、情報取得、窓口サービス・手続き等における障壁（バリア）に関する資料を参考に、多角的な視点から現状認識を行った上で、それを踏まえて、実現すべき将来像、基本方針、各主体の役割、将来像を実現するために必要な方策等について、6回にわたり審議を進めてまいりました。

ユニバーサルデザインに関する他自治体の取組について、本審議会の中でもいくつかの自治体の事例が取り上げられましたが、自治体ごとに取組に至った経緯等が異なることや、取組を開始してから十分な期間が経過していないという状況にあります。こうしたことから、区において検討を進めるにあたっては、区の現状と課題を的確に認識した上で、区に求められているものをスパイラルアップの仕組みにより、着実に達成していくということが重要であると考えます。こうした点について、本審議会の審議において、区内団体から推薦された区民委員や公募による区民委員から、区の現状や目指すべき将来像等について、さまざまなご意見をいただくことができました。また、学識経験者委員からは、他自治体の先進事例や学術的な考え方について、さまざまなご意見をいただくことができ、非常に有意義な審議を行うことができました。

本答申が、今後制定されるユニバーサルデザイン推進に係る条例や、条例に基づき策定される推進計画に十分に反映され、中野のまちの将来像実現に向けた取組が区内の至るところに広がり、着実に推進されていくことを期待します。

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会
会長 竹宮 健司

《目次》

1	答申にあたっての背景	1
2	ユニバーサルデザイン推進の考え方	3
(1)	ユニバーサルデザイン推進の目的	3
(2)	バリアフリーとの関係性	3
(3)	その他	4
3	「実現すべき将来像」に関する考え方	5
4	「基本方針」に関する考え方	6
5	「各主体の役割」に関する考え方	8
6	「将来像実現のための方策」に関する考え方	10
(1)	ハート（理解促進）に関する取組	10
(2)	ハード（インフラ整備）に関する取組	12
(3)	ソフト（サービス提供）に関する取組	14
(4)	取組の推進体制	15

《付属資料》

付属資料1	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会諮問事項	19
付属資料2	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会条例	20
付属資料3	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会委員名簿	21
付属資料4	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の開催状況	22
付属資料5	中野区基本構想（抜粋）	23

1 答申にあたっての背景

本審議会では、区から諮問された、ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針、目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割、将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方を検討するにあたって、昨今の区を取り巻く状況等を踏まえて、以下のとおり、背景を整理しました。

ユニバーサルデザイン推進に係る条例において、他自治体の事例と同様に、前文を作成する場合には、以下の背景、特に、昨今の区の特徴である、商業的な魅力、都市開発の進展、住宅地としての魅力等を盛り込むことについて、検討することが必要であると考えます。

《答申にあたっての背景》

- ① 区の人口は、ここ数年、増加傾向にあり、2015年現在の人口は318,530人となっています。しかし、将来的には全国的な人口減少の影響を受け、2060年には240,401人にまで減少することが見込まれています。(出典：「中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略」(基本推計)) 区の活力を維持・向上するためには、すべての人がそれぞれの意欲や能力に応じて、社会参加する「全員参加型社会」の実現が必要になります。
- ② 区の合計特殊出生率は2014年現在0.99となっており、近年は増加傾向にあるものの、23区全体平均1.19と比べ依然として低い水準にあります。現状のままでは少子化がさらに進み、人口減少に転じることが予想されます。このため、子育て世代に選ばれるまちづくりを進め、人口減少に歯止めをかけて、持続可能なまちとしていくことが必要になります。
- ③ 全国的に急速な高齢化が進んでいます。区においても同様に、1995年の高齢者人口43,664人に対して、2015年には66,090人と2万人以上増加し、構成比においても、14.7%から20.9%と6.2ポイント増加し、高齢化が進んでいます。これまでも増して、高齢者にやさしいまちづくりを進めていくことが必要になります。

- ④ 高齢化の進展等の影響もあり、障害のある区民の数が増加しています。身体障害者手帳所持者数は、2008年度の7,572人に対し2014年度は8,264人と増加しています。愛の手帳所持者数は、2010年度の1,186人に対し、2014年度は1,295人と増加しています。さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2010年度の1,502人に対し、2014年度は2,234人と増加しています。これまでも増して、障害のある人にとって活動しやすいまちづくりを進めていくことが必要になります。
- ⑤ 区内に在住する外国人数は、2003年の11,322人に対し、2016年は13,872人と増加しています。また、区を訪れる外国人についても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、増加することが予想されます。このため、多様な文化や価値観を受け入れるまちとしていくことが必要になります。
- ⑥ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、グローバルな経済活動や都市観光を活性化させるために、その基盤整備が求められており、多様な人が活動しやすい、まちのインフラ整備等を進めていくことが必要になります。
- ⑦ 経済活動、商業振興、文化振興の拠点として、中野駅周辺を中心とした新たなまちづくりが進められており、誰もが住みやすいまちづくりを進める上で大きな契機となっています。また、新たなまちづくりが進捗する過程においては、中・長期的な期間において段階的にまちが変貌していくこととなります。その間においても、住みやすさの視点から配慮をしていく必要があります。
- ⑧ 2016年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害者に対する差別的取扱いの禁止をはじめ合理的配慮の提供が都道府県・区市町村や事業者に対して課せられるなど、障害の有無に関わらず、共に暮らせる社会を目指した取組が開始されました。これを契機として、区の権利擁護の取組や、区民の理解を深めていくための取組を進めていく必要があります。

2 ユニバーサルデザイン推進の考え方

前項で整理した背景を踏まえると、多様な人にとって活動しやすく、活発な社会参加が進むまちに向かっていくことが、区の将来にとって非常に重要になります。その実現に向けた一つの手段として、ユニバーサルデザインを進めていくことが必要になると考えます。

「ユニバーサルデザイン」は、一般的には、「年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市や生活環境を設計する考え方」と定義されます。

本審議会では、区が取組を進めていく上での位置付けがより明確になるよう、以下のとおり整理しました。

(1) ユニバーサルデザイン推進の目的

区がユニバーサルデザインを推進することの目的は、「すべての区民、来街者が障壁（バリア）を感じることなく、都市活動や社会参加を行える環境づくりの促進」とし、取組を進めていく必要があります。

また、ユニバーサルデザイン推進による環境づくりの整備対象については、区に関わるすべての人の「心＝ハート」（理解促進）、区内における道路、建物などのハード（インフラ整備）、情報、サービスなどのソフト（サービス提供）に分かれるものと考えます。こうしたものの環境整備を通じて、区民、来街者の社会参加や都市活動を推進していきます。

(2) バリアフリーとの関係性

「ユニバーサルデザイン」と類似した考え方として、「バリアフリー」の考え方があります。「バリアフリー」は、一般的には、「高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること」と定義されています。

本審議会では、ユニバーサルデザインの考え方の前提にはバリアフリーの考え方があることから、新たなものの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方に基づき実施するとともに、現存する障壁（バリア）を

取り除き、ユニバーサルデザインに近づけていくバリアフリーの取組も含めて進めていくことが必要であると考えます。

(3) その他

ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定等にあたって、「ユニバーサルデザイン」という用語を定義する際には、「誰もが」、「多様な人が」という表現のみでなく、その中にどういった人が含まれているのかが明確になるように、対象を具体的に列記することが必要であると考えます。

具体例として、本審議会の中で出された意見としては、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBT、女性があります。また、本人の特性としては、年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向が意見としてあげられました。

一方で、社会状況の変化によって、対象が変わっていくということへの留意が必要であると考えます。

3 「実現すべき将来像」に関する考え方

「中野区基本構想」は、区民すべての共通目標として定められており、住みよいまちをつくっていくための普遍的な考え方である「中野のまちの基本理念」を定めるとともに、中・長期的なまちの将来像等を描いています。

ユニバーサルデザインの推進により実現すべき将来像については、2016年3月25日に改定された「中野区基本構想」で描く、「まちの将来像」等につながるものである必要があります。これを基本として、本審議会では、本答申の「1 答申にあたっての背景」を踏まえて、以下のとおり、整理しました。（「中野区基本構想（抜粋）」については、付属資料5（23ページ）を参照）

《ユニバーサルデザイン推進により、実現すべき将来像》

- ① 「誰もが、自らの意思により、自立し、それぞれの能力・意欲に応じ、社会参加が活発に行われている共生社会」
- ② 「中野区に住んでいる人、通学する人、通勤する人、訪れる人など、中野区に関わるすべての人にとって、安全・安心で快適に過ごせるまち」
- ③ 「様々な世代・立場・文化の人が相互の理解を深め、コミュニケーションが活発で、自発的な取組が進んでいるまち」
- ④ 「社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、柔軟な対応が進むまち」
- ⑤ 「一人一人の個性、違い、多様性が理解・尊重され、誰もが学びあい、支えあうまち」
- ⑥ 「子育て世代にやさしく、誰もが、住みたい、住み続けたいと思える魅力のあふれるまち」

4 「基本方針」に関する考え方

ユニバーサルデザインの推進によって、前項で掲げた中野の将来像を実現するにあたっては、誰もが活動したいときに、人の力を借りず自立的に活動ができるようになるために、区に関わるすべての人の「心＝ハート」（理解促進）と、基盤となるハード（インフラ整備）、ソフト（サービス提供）を整備していくことが重要であると考えます。これを前提として、各年代に応じた教育・学習・体験等の機会を通じ、ユニバーサルデザインの共通理解を図るとともに、様々な人の交流を促進し、協働を生み出し、新しい商品やサービス等の創出を促進していくことが重要であると考えます。

ユニバーサルデザインの取組は、区民をはじめ様々な人の理解の状況等を踏まえて、段階的・継続的に発展、向上を図っていくことが重要です。そのためには、取組の成果の振り返りを行い、見直し・改善につなげていくという、PDCAサイクルの仕組みが必要になります。

本審議会では、以上の考え方を踏まえて、基本方針として必要な項目を以下の6点に整理しました。様々な主体が、これを自立的に実践していくことによって、「実現すべき将来像」に近づいていくものと考えています。

《基本方針 1》

誰もが円滑に移動・活動することができるインフラ整備の推進

《基本方針 2》

「ユニバーサルデザイン」の考え方を理解・実践するための教育（学校教育、社会教育）の推進

《基本方針 3》

多様な人による相互コミュニケーションの促進

《基本方針 4》

多様な人が使いやすい工夫がされている商品・サービスづくりの推進

《基本方針 5》

多様な主体による協働体制の構築

《基本方針 6》

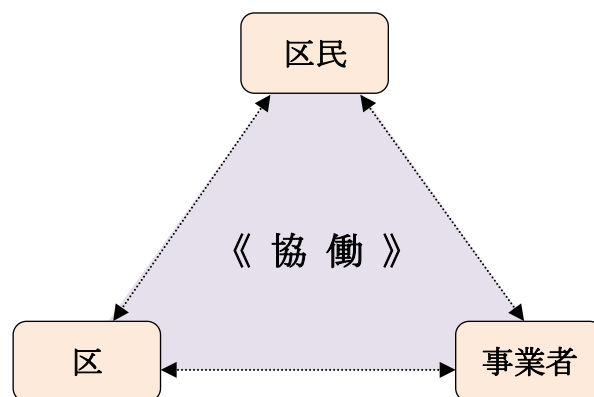
ユニバーサルデザインの実現が段階的に進んでいくための仕組みの構築

5 「各主体の役割」に関する考え方

ユニバーサルデザインの推進を図るためには、区・区民・事業者等のそれぞれの主体が役割を認識し、自立的に取り組む必要があります。各主体が自らの役割を適切に果たすとともに、各主体の強みを活かし協働して、一体となって取組を進めていく観点が重要であると考えます。

また、2016年4月1日から、障害者差別解消法が施行され、障害者に対する差別的取扱いの禁止をはじめ合理的配慮の提供が都道府県・区市町村や事業者に対して課せられることとなりました。ユニバーサルデザインの推進にあたっては、法の趣旨を十分に尊重して取り組んでいくことが重要であると考えます。

本審議会では、取組を進めるにあたり中心となる3つの主体の役割について、以下のとおり、整理しました。



《 区（行政）の役割 》

- ① 社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザインを推進していくためのビジョンを示す。
- ② 区民、事業者等と協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。

- ③ 様々な人の社会参加が促進されるインフラ等の社会基盤の整備を進める。
- ④ 他主体に率先して、サービス提供等の向上を図る。
- ⑤ 地域におけるコーディネート役として、行政、区民、事業者を結びつける。

《区民の役割》

- ① 区、事業者等と協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努める。
- ② 地域のネットワークを活かし、地域での支えあい活動、各機関への情報提供を行う。

《事業者の役割》

- ① 区、区民等と協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努める。
- ② 商品・サービス提供主体として、新たな商品・サービスの創出・提供等の自らの事業を通じた取組を実施する。

6 「将来像実現のための方策」に関する考え方

ユニバーサルデザイン推進による環境づくりの整備対象について、本答申の「2 ユニバーサルデザイン推進の考え方」において、区に関わるすべての人の「心=ハート」（理解促進）、道路、建物などのハード（インフラ整備）と、情報、サービスなどのソフト（サービス提供）の三つに整理をしました。

こうしたことを踏まえて、本審議会では、基本方針に基づき取り組む方策について、ハート（理解促進）に関する取組、ハード（インフラ整備）に関する取組、ソフト（サービス提供）に関する取組、さらに、それらを推進するための推進体制の4種類に区分した上で、以下のとおり、整理しました。

なお、各方策と基本方針との対応関係については、16ページ以降に、整理しました。

（1）ハート（理解促進）に関する取組

- ① 学校教育において、「ユニバーサルデザイン」の考え方を学習することが必要であると考えます。特に、当事者（障壁（バリア）を感じている人）との触れあい等の「体験すること」やアイデアコンテスト・学習発表会等の「自ら考えること」を取り入れて行うことが効果的であると考えます。
- ② 「ユニバーサルデザイン」の考え方を整理したリーフレット・教材等を作成し、これによる普及啓発を行うことが必要であると考えます。また、こうしたリーフレット・教材等については、様々な人を集めたワークショップ等を実施し作成することにより、コミュニケーションや推進体制の構築につながるため、効果的であると考えます。
- ③ リーフレット・教材等を作成する際には、マンガを活用する、ゆるキャラを公募するなどの柔軟なアイデアを取り入れることが効果的であると考えます。そのため、教える側・教えられる側という区分けをなくして、様々な人の知恵を借りながら、構築していくことが効果的であると考えます。

- ④ 学校教育のみでなく、社会教育において、各年代を通じた講習型の啓蒙活動事業やシンポジウム等を行うことが必要であると考えます。特に、様々な人の共通理解を得るためには、当事者が主役になるようなワークショップについても、効果的であると考えます。
- ⑤ サービス提供主体である事業者への教育・理解促進を行うことが必要であると考えます。特に、事業者にとって、「チャリティ」ではなく、「事業」として取組を進めていくことが重要であるため、こうした観点から事業の創出につながるような普及啓発等の取組を行う必要があると考えます。
- ⑥ 支える側・支えられる側という区別なく、多様な人が支えあうまちを実現していくためには、当事者を含めた参加型活動や、当事者からの情報発信等の取組について、実施する必要があると考えます。
- ⑦ ユニバーサルデザインを推進していくためには、前提として、固定的な役割や偏見、差別の禁止という人権保障の観点も重要になるため、人権施策等との連携が必要であると考えます。
- ⑧ ユニバーサルデザインに関する理解促進のための取組を行うにあたっては、各年代における認知度や理解度を測定し、把握する必要があると考えます。

(2) ハード（インフラ整備）に関する取組

- ① まちづくりの進展にあわせてユニバーサルデザインのインフラ等を整備していくことが必要であると考えます。特に、今後予定されている、中野駅周辺等の新たなまちづくりをモデル事業として、ユニバーサルデザインの視点を取り入れていくとともに、これを他の整備に波及させていくことが重要であると考えます。
- ② 中野駅周辺、西武新宿線沿線等の新たなまちづくりが進捗する過程においては、中・長期的な期間において工事が続き、段階的にまちが変貌していくことになるため、その間においても、安全に活動できるという視点から配慮をしていく取組が必要になります。
- ③ 不特定多数の人が訪れる、公共施設や民間の施設等について、ユニバーサルデザインに配慮した施設を整備していくことが必要であると考えます。特に、行政の施設については、より広く多くの人が使ええる施設として整備することが重要であると考えます。
- ④ 区内を円滑に移動するためには、公共交通機関が重要となるため、駅からバス停、バス停から公共施設までの動線について、重点的に整備していくことが必要であると考えます。
- ⑤ インフラ、公共施設の新規整備にあたって、ユニバーサルデザインに対応するとともに、既存施設についてのバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインに近づけていくための取組が必要であると考えます。
- ⑥ 建物については、整備後のユニバーサルデザイン対応には多額の経費がかかることから、公共施設の整備にあたっては、建築前の段階において、ユニバーサルデザインへの配慮に関する審査体制等の仕組みが必要であると考えます。
- ⑦ 公共施設への多機能トイレの整備等の区民にとって分かりやすく、見えやすい取組を行うことが必要であると考えます。こうした取組を通じて、区民等の理解促進が一層図られるものと考えます。

- ⑧ 障害のある人や外国人等、誰もが見やすく、分かりやすい案内表示（サイン・ピクトグラム）の整備が必要であると考えます。今後、グローバル化の進展が見込まれることから、まちの多言語化について、進めていく必要があると考えます。また、行政情報について、平易な日本語も含めた多言語対応を進めることが重要であると考えます。

(3) ソフト（サービス提供）に関する取組

- ① 誰もが、「住みたい、住み続けたいと思えるまち」を実現するためには、娯楽や「楽しむ」という視点が重要であると考えます。こうしたことから、多様な人が可能な限り、娯楽や楽しむための手段を拡充していくことが必要であると考えます。
- ② 分かりやすい言葉を使う、漢字にルビをふる等、誰もが分かりやすく、理解しやすい案内表示や書類等の作成が必要であると考えます。今後、外国籍の区民が増加していくことを踏まえると、多言語による相談をはじめ、案内表示や書類等の多言語化・やさしい日本語化についても拡充していくことが必要になると考えます。
- ③ 様々な人が安全・安心に過ごせるまちを実現するためには、当事者が不自由に思っていることなどを相談できる窓口の整備等の相談体制の拡充が必要であると考えます。
- ④ 「支えあうまち」を実現するためには、多様な人が相互理解するための交流を促進することが重要であると考えます。このため、多様な世代・立場の人がコミュニケーションを取ることができるサロン等の場・機会の創出が必要であると考えます。

(4) 取組の推進体制

- ① ユニバーサルデザインの取組は、段階的・継続的に発展・向上を図っていくことが重要であるため、継続的に見直し・改善を進めていくためのスパイラルアップの仕組み・体制整備が必要であると考えます。例えば、他自治体で取り組んでいるような、評価・点検段階の仕組み、白書の作成・公表、各段階における市民参画、審議会の設置、庁内の横断的な組織の整備等も必要であると考えます。
- ② 相談窓口等において、当事者が不自由に思っていること等の様々な意見を拾い上げ、それを踏まえて、取組の見直し・改善を進めていく体制の整備が必要であると考えます。
- ③ 区がユニバーサルデザインを推進していくためのビジョンを示すという役割を果たすためには、区側の適切な実施体制（担当部署）の整備が必要であると考えます。
- ④ 区（行政）のみで取組を進めるのではなく、区民、事業者、NPO等を巻き込み、色々な立場の人が協働して取組を進めていく体制が必要であると考えます。
- ⑤ 理解促進については時間をかけて実施しないと効果が見えにくいため、特に、継続して取組を進めていくことが必要であると考えます。また、すべての取組を同時並行ではじめるのではなく、実施可能なものから順次実施していくことが重要であると考えます。
- ⑥ サービス提供者の取組の見直し・改善につなげるために、商品・サービス等の利用者が、不足する商品・サービスや不自由に感じていることをモニタリング（観察・点検）する仕組みが必要であると考えます。

《各方策と基本方針との対応関係一覧》

- 基本方針1 誰もが円滑に移動・活動することができるインフラ整備の推進
- 基本方針2 「ユニバーサルデザイン」の考え方を理解・実践するための教育（学校教育、社会教育）の推進
- 基本方針3 多様な人による相互コミュニケーションの促進
- 基本方針4 多様な人が使いやすい工夫がされている商品・サービスづくりの推進
- 基本方針5 多様な主体による協働体制の構築
- 基本方針6 ユニバーサルデザインの取組が段階的に進んでいくための仕組みの構築

方策			基本方針					
区分	番号	内容	1	2	3	4	5	6
ハート (理解促進)	①	学校教育において、「ユニバーサルデザイン」の考え方を学習する。		○	○		○	
	②	「ユニバーサルデザイン」の考え方を整理したリーフレット・教材等を作成し、これによる普及啓発を行う。		○	○		○	
	③	リーフレット・教材等を作成する際には、マンガを活用する、ゆるキャラを公募するなどの柔軟なアイデアを取り入れる。		○	○	○	○	
	④	学校教育のみでなく、社会教育において、各年代を通じた講習型の啓蒙活動事業やシンポジウム等を行う。		○	○		○	
	⑤	サービス提供主体である事業者への教育・理解促進を行う。		○		○		
	⑥	当事者を含めた参加型活動や、当事者からの情報発信等の取組について、実施する。		○	○		○	
	⑦	固定的な役割や偏見、差別の禁止という人権保障の観点も重要になるため、人権施策等との連携を行う。		○			○	
	⑧	各年代における認知度や理解度を測定し、把握する。		○				○

方策			基本方針					
区分	番号	内容	1	2	3	4	5	6
ハード (インフラ整備)	①	まちづくりの進展にあわせてユニバーサルデザインのインフラ等を整備する。	○					○
	②	新たなまちづくりが進捗する過程においては、中・長期的な期間において工事が続き、段階的にまちが変貌していくことになるため、その間においても、安全に活動できるという視点から配慮をしていく取組を行う。	○					
	③	不特定多数の人が訪れる、公共施設や民間の施設等について、ユニバーサルデザインに配慮した施設を整備していく。	○					
	④	駅からバス停、バス停から公共施設までの動線について、重点的に整備していく。	○					
	⑤	インフラ、公共施設の新規整備にあたって、ユニバーサルデザインに対応するとともに、既存施設についてのバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインに近づけていくための取組を行う。	○					
	⑥	公共施設の整備にあたっては、建築前の段階において、ユニバーサルデザインへの配慮に関する審査体制等の仕組みを構築する。	○			○	○	○
	⑦	公共施設への多機能トイレの整備等の区民にとって分かりやすい、見えやすい取組を行う。	○	○				
	⑧	障害のある人や外国人等、誰もが見やすく、分かりやすい案内表示（サイン・ピクトグラム）の整備を行う。	○		○	○		

		方策	基本方針						
区分	番号	内容	1	2	3	4	5	6	
ソフト (サービス提供)	①	多様な人が可能な限り、娯楽や楽しむための手段を拡充する。				○			
	②	分かりやすい言葉を使う、漢字にルビをふる等、誰もが分かりやすく、理解しやすい案内表示や書類等の作成を行う。			○	○			
	③	当事者が不自由に思っていることなどを相談できる窓口の整備等の相談体制の拡充を行う。				○		○	
	④	多様な世代・立場の人がコミュニケーションを取ることができるサロン等の場・機会の創出を行う。		○	○		○		
取組の 推進体制	①	継続的に見直し・改善を進めていくためのスパイラルアップの仕組み・体制整備を行う。	○					○	
	②	相談窓口等において、当事者が不自由に思っていること等の様々な意見を拾い上げ、それを踏まえて、取組の見直し・改善を進めていく体制を整備する。				○		○	
	③	区側の適切な実施体制（担当部署）を整備する。						○	
	④	区（行政）のみで取組を進めるのではなく、区民、事業者、NPO等を巻き込み、色々な立場の人が協働して取組を進めていく体制を整備する。					○	○	
	⑤	理解促進については時間をかけて実施しないと効果が見えにくいため、特に、継続して取組を進めていく。		○					○
	⑥	商品・サービス等の利用者が不足する商品・サービスや不自由に感じていることをモニタリング（観察・点検）する仕組みを整備する。					○		○

28中政企第774号
平成28年8月30日

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会会長 様

中野区長 田中 大輔

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会への諮問について

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

《諮問事項》

ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方について

《諮問理由》

区は、これまで、高齢者、障害者、外国人など様々な区民に対し、その特性を踏まえ、誰もが同様にサービスを受けられるよう施策等に取り組んできたところです。今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や高齢化、グローバル化のますますの進展等を踏まえ、誰もが障害なく生活ができ、社会参加が進む「まち」を目指していくことが必要です。

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」が施行され、これに伴い、障害者に対する配慮の充実、不当な差別的取扱いの禁止、相談や紛争解決の窓口明確化等が地方自治体に対して義務付けられることになりました。

区は、これを契機としまして、障害の有無のみならず、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人々の自由な社会参加が進む「まち」を目指して、都市や生活環境を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえたまちづくりを目指すこととし、区、区民、事業者等が協働して取組を進めていくために、指針となる条例の制定や推進計画の策定を進めていきたいと考えております。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、ユニバーサルデザインの推進にあたっての基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の責務、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方についてご審議をお願いするものです。

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会条例

(設置)

第1条 中野区においてユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市や生活環境を設計する考え方をいう。

(所掌事項)

第3条 審議会は、区長の諮問に応じ、中野区におけるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するために必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 区内団体の推薦を受けた区民及び公募による区民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第3条の規定による答申をした時までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策室において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の審議会は、区長が招集する。

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
区 民 (1 3 名)	赤星 義彰	東京都建築士事務所協会中野支部
	秋元 健策	中野区社会福祉協議会
	遠藤 由紀夫	中野区国際交流協会
	荻野 嘉彦	中野区立中学校PTA連合会
	岸 哲也	中野区町会連合会
	鈴木 真理	中野区医師会
	高橋 博行	中野区福祉団体連合会
	田中 章生	中野区商店街連合会
	花堂 浩一	東京商工会議所中野支部
	向山 茂樹	関東バス株式会社
	宇野 雅子	公募
	倉田 結花里	公募
	田中 忍	公募
学 識 経 験 者 (4 名)	竹宮 健司 (会長)	首都大学東京都市環境学部教授
	徳田 良英 (副会長)	帝京平成大学健康メディカル学部教授
	山崎 泰広	順天堂大学医学部非常勤講師 株式会社アクセスインターナショナル代表
	山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授

全17名 (敬称略 区分ごと 50音順)

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の開催状況

開催回	開催日	主な内容
第1回	平成28年8月30日(火)	①委嘱式 ②会長の互選及び副会長の指名 ③審議事項の諮問 ④審議会運営の確認 ⑤ユニバーサルデザイン検討用基礎資料の説明
第2回	平成28年9月12日(月)	①答申に向けた審議会の役割確認 ②他自治体の取組状況の確認 ③審議の進め方検討 ④区の現状把握・課題共有
第3回	平成28年10月17日(月)	①「実現すべき将来像」等について
第4回	平成28年11月17日(木)	①「基本方針」、「各主体の役割」等について
第5回	平成28年12月14日(水)	①「将来像を実現するために必要な方策」等について ②審議会答申の構成等について
第6回	平成29年1月19日(木)	①審議会答申について

中野区基本構想（抜粋）

中野のまちの基本理念

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民は、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための普遍的な理念を共有します。

生かされる個性 発揮される力

私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします。

私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて行動します。

私たちは、地球的視野に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代への人々へ受け渡していきます。

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます。

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで、心豊かな、いきいきとしたまちをつくります。

中野のまちの将来像

将来の都市像を、「多様なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、誰にとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根差した支えあいの精神が育ち、独創的、先進的な文化や芸術が生まれ、地域を豊かにし、時代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれて、まちの魅力が様々な形で内外に向けて発信されている・・・、そんなまちの実現をめざしています。

《以下、関連する具体的な将来像》

- ① 誰もが自らのライフスタイルに合った就労や公益活動を行っている。
- ② 道路や施設のバリアフリー化等が進み、誰もが安全、快適に都市生活を送っている。
- ③ ライフステージや関心に応じた公益活動、文化生きがい活動を通して、社会参加が進んでいるとともに、地域での課題に、それぞれの立場から取り組み、その解決を図っている。
- ④ 区民相互の人権が守られ尊重し合える地域社会が形成されている。多様な文化や多様な生き方を認めながら、地球規模で考え、地域に根差した行動のもと、平和で豊かなまちになっている。

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の資料、会議録については、中野区ホームページにて公開していますので、ご覧ください。

中野区ホームページ／区政資料／区の附属機関など（審議会、審査会など）
／中野区ユニバーサルデザイン推進審議会

URL

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d022827.html>